### 変更届提出書類一覧(地域密着型通所介護・総合事業(第1号通所事業))

### ■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内です。
- ・届出方法が来庁となっている場合は、事前に電話で日時をご予約のうえ、持参してください。 (届出方法が郵送となっているもの以外は郵送での受付はできません)

### ■提出書類及び届出方法(以下のとおり)

※ 届出方法が郵送の場合、返信用の定型封筒(切手を貼り、返送先の住所・宛名を明記してください。)を同封してください。変更届受付票を返送します。

ただし、来庁と郵送の二つの変更届出が必要となる場合は、来庁の上、一括で届け出てください。(例:事業所 移転に伴う管理者の変更等)

- ・変更する内容によっては必要となる書類が変わることがあります。
- ・資格証・証明書等の写しには、法人代表者名で原本証明を行ってください。

### ◆変更届 提出書類一覧

変更届については、法人代表の変更など一部の届出を除き、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所が移転するなどの変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要です。

	)指定事業所が移転するなどの変更が生じた場合、それぞれの事業所が		
変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
事業所の名称	・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一)) ・指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号 (二)) ・運営規程(参考様式1) ・老人デイサービスセンター等変更届(単独で施設を設置	来厅	事業所名が定款等で定められている場合、当該定款等の変更手続が必要です。
	する場合) ・老人居宅生活支援事業変更届(老人福祉センター等他の 用途に利用されている施設を利用する場合)		別の所在地にある事業所 と同一名称を使用することはできません。
	※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの 事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事 業所番号が変更になります。		事業所番号が変更になる 場合は <b>事前に</b> ご相談くだ さい。
	①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合		
事業所の所 在地移転	改めて事前協議が必要となりますので、移転を予定される 時点でお早めにご相談ください。	来庁	補助金を受けて開設した 事業所は、必ず整備補助 担当課と事前に協議して ください。 特別養護老人ホーム等の 福祉施設や病院等の医療 施設を使用する場合、当 該施設の所管課において 事前に手続きしておいて ください。
事業所の電 話・FAX番号・	・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一))	郵送	変更届出書に変更前・変 更後の電話番号・FAX 番 号を記載してください。
建物の構造、 設備、専用区 画の変更	・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一)) ・指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号 (二)) ・平面図(各部屋の用途、面積を明示)(標準様式3)	来庁	食堂・機能訓練室等の区 画が変更になる場合、事 前協議が必要です。事前 にご相談ください。
	・変更された部分の写真(カラー) ・設備・備品等一覧表(標準様式 4) ・老人デイサービスセンター等変更届(単独で施設を設置する場合)		補助金を受けて開設した 事業所は、必ず整備補助 担当課と事前に協議して ください。
	※入浴施設等、加算の対象になる設備を新たに追加・変更しても 介護給付費の算定に係る体制等に関する届出の提出が無い場合、算定できません。 ※介護福祉施設等の建物の一画に事務所を設置している場合、施 設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要 です。		特別養護老人ホーム等の 福祉施設や病院等の医療 施設を使用する場合、当 該施設の所管課において 事前に手続きしておいて ください。

## ◆変更届 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
介護給付費算定に係る体制(加算項目)		来庁	15 日までに届け出た場合、翌月1日からの算定開始となります。
運営規程	①定員、サービス提供時間、営業日、営業時間、単位の変更※1 ②従業者の変更※2 ・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一)) ・指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号(二)) ・運営規程 ・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(複数単位ある場合は単位ごとに作成)(変更日から4週間分、従業者全員分で作成)(標準様式1) ・生活相談員、看護職員、機能訓練指導員については資格を証する書類の写し(未提出の者のみ)※要原本証明 ③上記①②及び以下④⑤以外のその他運営規程の変更・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一)) ・指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号(二)) ・運営規程	来广	※1 定員変更・単位追加に 伴い区画が変更になる 場合は、平面図と写真 の添付も必要になります。 ※2 従業者数の変更があった場合でも、です。定 員、サービス提供時間、営業日、単位の変更に併せて届け出て基準 を満たさなくなる場合 は、この限りではありません。
	<ul> <li>④通常の事業の実施地域、その他の費用(食事代等)の変更※3</li> <li>・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記)</li> <li>・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一))</li> <li>・指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号(二))</li> <li>⑤区画整理等により住居表示が変更となった場合</li> <li>・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記)</li> <li>・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一))</li> <li>・指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号(二))</li> <li>・運営規程</li> <li>・住居表示変更の証明書等の写し</li> </ul>	郵 送注 1	※3 運営規程の提出は不 要です。事業所におい て運営規程を変更して おいてください。 実施地域の変更の場合は 老人デイサービスセンタ 一等変更届又は老人居の 生活支援事業変更届 出が必要になります。 運営規程の記載側の変更そ に伴う法にのホームよっ。 等でお知らせします。
管理者の氏名及び住所	・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一)) ・指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号 (二)) ・誓約書(標準様式6)(標準様式5) ・老人デイサービスセンター等変更届(単独で施設を設置する場合) ・老人居宅生活支援事業変更届(老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合) ※婚姻等による氏名変更、引越し、住居表示の変更等による住所変更のみの場合 ・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一)) ・指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号 (二))	郵 送注 1	※氏名の変更の場合のみ 老人デイサービスセンタ 一等変更届又は老人居宅 生活支援事業変更届の提 出が必要になります。

## ◆変更届 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
看護職員の密接かつ適切な連携による配置	• 変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記)     • 変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一))     • 指定等に係る記載事項(付表第二号(三))(付表第三号(二))     • 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表(複数単位ある場合は単位ごとに作成)(変更日から4週間分、看護職員分で作成)(標準様式1)     • 委託契約書等の写し ※要原本証明     * 文面には少なくとも※の項目を含めてください。     * 委託を終了する場合は、委託契約書等の写しに代わり、配置する看護職員の資格者証の写しを添付してください。	来 庁 注1	※同一法人内で連携する場合も、覚書や確認書等により事業所間でくだい。 ※ 1.営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行う言事業所に駆けつけることができるができるができるができる。 適切制を確保する旨

## ◆法人情報の変更届 提出書類一覧

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります**。同一法人が複数の指定事業所を運営している場合、一の事業所から届出があれば、他の全ての事業所からの届出があったものとみなします(事業所一覧の添付必須)。

変更する事項	提出書類	届出方法	留意点
法人の名称法人所在地	・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一)) ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式7) ・老人居宅生活支援事業変更届(老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合) ※移転に際し、法人の電話、FAXが変更になる場合は、変更届出書に記載してください。 ※業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です。	郵 送注1	法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。 吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が 別法人へ変更となる場合 は新規申請が必要となる場合 は新規申請が必要となります。変更届では処理できません。 運営法人が 更となる場合は必ず事前 にご相談ください
法人代表者の 氏名、生年月 日及び住所	・変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記) ・変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一)) ・履歴事項全部証明書(原本のみ)※1 ・事業所一覧(参考様式7) ・誓約書(標準様式6)(標準様式5) ・暴力団の排除に係る誓約書(参考様式2) ◆変更届出書に代表者のふりがなを必ず明記してください。 ※業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です。	郵 送注1	※1 現在事項証明書は不 可。
法人の電話・ FAX 番号	<ul> <li>変更届連絡票、定形封筒(切手貼付、住所・宛名明記)</li> <li>変更届出書(別紙様式第二号(四))(別紙様式第三号(一))</li> <li>事業所一覧(参考様式7)</li> </ul> ※業務管理体制の届出事項の変更に係る手続きも必要です。	郵送	変更届出書に変更前・変 更後の電話番号・FAX番号 を記載してください。

# 注1:届出に不備な点等がある場合、来庁していただき直接お聞きする場合があります。

(問合せ先) 寝屋川市福祉部指導監査課 指定担当 電話 072-812-2027 (直通)